

令和3年5月11日

学生各位

電気通信大学長
田 野 俊 一

緊急事態宣言の延長に伴う学生の課外活動・サークル活動の停止について

5月7日、政府における緊急事態宣言の期限について5月11日（火）までのところ、5月31日（月）まで延長されることとなりました。

これを受けて4月26日（月）から停止としている学生の課外活動・サークル活動について5月31日（月）まで延長して停止とします。

なお、新型コロナウイルスの今後の状況に応じて、対応を変更する場合も想定されますので、その際は改めてお知らせします。

また、公式戦等への参加や学友会等の公式行事等については学生課に相談してください。

記

- 課外活動・サークル活動全般（リモートを除く）について行わないこと。
並びに合宿、他校との練習試合、観客を入れて行なうイベントの開催も行わないこと。

問い合わせ先

学生課課外・厚生係

電話 042-443-5086/5085

E-mail kagai-k@office.uec.ac.jp